

「女性」の語誌

—明治初期から中期に至る—

京 極 興 一

はじめに

近年、役所名等に用いられている「婦人」を、「女性」に改めようとする動きが見られる。例えば、長野県では、一九九二年度から、「青少年家庭課婦人室」「婦人就業サービスセンター」「婦人総合センター」等の用語「婦人」を「女性」に改称した。また、一九九三年度から、上田市で「厚生課婦人係」、須坂市で「社会教育課婦人係」、更埴市で「福祉事務所婦人係」を「女性係」と改称しが、これらは、長野市・中野市・佐久市等に続くものである。このような動向は、他の地方自治体にも見られ、今後更に推進されるであろう。一方、「労働省婦人局・文部省生涯学習局婦人教育課」の「婦人」、あるいは、刑法における「婦女」、労働基準法における「女子」、国際婦人年の「婦人」等の用語については、具体的な動きがほとんど見られない。

ところで、このような地方自治体等の「婦人」から「女性」への改称は、何に起因するのであろうか。普通、その理由として挙げられるのは、成人の女、又は既婚の女という意味に限定される「婦人」に代り、より広く女全体を指すことのできる「女性」の方が便宜であるという実際的な面、また「婦人」の古い感じ、「女」の卑

俗な感じより、「女性」のより新しく、より改まった上品な感じをよしとする感覚的な面である（注1）。しかし、この現象の根底には、実際的、感覚的な理由ばかりでなく、戦後の女性の政治的、社会的地位の大きな変動を背景に、行政機関の名称等のいわば公的言語において、男女対等の用語を採用しようという意識があると見るべきであろう。即ち、これは、言葉と政治、又は政治思想との関係についての問題でもある。「女性」は、現代社会のキーワードの一つといえようか。

本稿は、このような観点に立って、「女性」の誕生期、定着期ともいうべき明治初期から明治中期にかけての使用の実態、使用の意識を明らかにすることを目的とした。なお、明治二十年前後の「女性」の使用状況考察の資料として、福沢諭吉と巖本善治の女性に関する論説を取り上げた。当時をほぼ代表するに足るものと考えたことによる。

一 明治初期の「婦人」の使用と「女性」の誕生

明治初期の男女平等論、男女同権論は、その多くが『明六雑誌』に収録されている。『明六雑誌』は、明治七年三月から八年十一月までに四三冊が発行された。論説の総数一一五編の中に、右のよう

な女性論を主とするものが一〇編あり、筆者は、森有礼・津田真道・加藤弘之・中村正直・福沢諭吉等である。

ところで、これらの中の女を指す用語は、ほとんど「婦人」あるいは「女子」であり、「女」は極めて少ない。

設シ女子ヲ以テ人間一段下等ノ動物ト看做シ（森有礼「妻妾論」第一号 明治七年六月。「女子」九例）

凡ソ婦人ハ体質軟弱加フルニ天性謙遜ナル者ナレハ（加藤弘之「夫婦同権ノ流弊論」第三一号 明治八年三月。「婦人」一八例、「女」一例）

宜シク男子婦人共ニ皆一樣ナル修養ヲ受シメ（中村正直「善良ナル母ヲ造ル説」第三三号 明治八年三月。「婦人」七例、「女子」二例）

この中で、「婦人」は、古く漢籍に使用例があり、日本でも、成人の女、既婚の女の意味に用いられてきた。近世の例を挙げる。

婦人尊を二つにする事あたはずといふによりて、人の妻たるもののは夫に従ひて、父に従ふまじき義ある事をしるべし（新井白石『折たく柴の記』下 正徳六年 一七一六年）

凡婦人孕子（凡そ婦人、子を孕む）（杉田玄白訳『解体新書』卷之四 安永三年 一七七四年）

Fu-jin, フジン, 婦人, n. A woman. Syn. ONNA. (『和英語林集成』慶応三年 一八六七年)

また、「婦人」の用法上の性格については、辞書に次の記載が見られる。

Fujin. フジン (婦人) Fitono tsuma (人の妻) 結婚している

男の妻。文書語。（『日葡辞書』慶長八年 一六〇九年。土井忠生他訳『邦訳日葡辞書』による）

ふじん (名) 婦人 ラミナ。ラナン。 (稍、敬シティフ語)

(『言海』明治二十四年)

この『日葡辞書』における「文書語」、『言海』における「稍、敬シティフ語」という記述には、相通じるものがあり、特に『言海』の記述には、当時の使用意識を示唆するものがある。即ち、明治初期の男女平等・同権論の啓蒙家は、卑俗な「女」を避けるとともに、「男子」に対等のニュアンスと改まつた語感を持つ「婦人」を意図的に用いたものと思われる。

さて、この明治初期には、男女同権思想に関連すると思われる用語「女性」が誕生した（「ニョショウ」「じょせい」の読み方の問題は、しばらく置く）。

亞細亞人ハ痛ク女性ヲ屈シ民法上ニ於テモ男女同権ト云フコト無シ、殊ニ支那人ノ弊ハ婦人ハ一切之ヲ深室ニ幽閉シテ絶テ外人ト交際ヲ為サシムルコトナシ（津田真道「夫婦同権辨」明治八年五月 「明六雑誌」第三五号。「女性」一例、「婦人」四例、「女子」三例を使用）

右の「女性」の意味は、「女子」「婦人」と同じである。

然レドモ婦人ハ自ラ无能ト為サレタルヲ歎愧シテ同権ヲ主張スルハ女性ニ戻ルト云テ之ヲ抑制スルノ習慣ナカリセバ此等ノ婦人（男子ト均一ノ権ナキ）ノ数ヲ知ルコト敢テ難キニ非ザルベシ（深間内 基訳『男女同権論』卷之一 明治十一年。「女性」一例、「婦人」多數、「女子」少數を使用）

右の「女性（に戻る）」とは、「女の本性・気質（にそむく）」の意に解される。時期は下るが、この意味での使用例を挙げておく。婦女たる者すでに参政権を有し、かつこれを重んずる以上は時により熱心にて反対党と勝敗を争ふ位のこと無きにあらざるべ

し、また別段の異変あるに際しては随つて非常の動機を与へらるることも無しと限られども、由りて以て「女性」を攬擷せらるるほどの次第ありとは謂ふべからざるなり（植木枝盛『男女の同権』第二章 婦女の参政権 明治二十一年。「女性」一例、「婦女」を主たる用語とし、「婦人」「女子」を交える）
さて、右によつて、「女性」が明治期に入つて間もなく使用されたこと、次の二つの意味に用いられたことが知られる。

一 女の本性・気質。

二 女全体の呼称。「女」・「婦人」等と同義。

ただ、当時の「女性」の使用は、極めて少数であつたと思われる。因みに、明治十年十一月から一年分の『郵便報知新聞』を対象とした調査（『明治初期の新聞の用語』国立国語研究所 一九五九年）によると、用語と使用度数は次の通りであり、「女性」は用いられていない。

女 二九回 婦人 一四回

さて、「女性」には、右の他に、既に文法用語としての使用があつた。例えば、次の用例である（注2）。

英語ノ名詞ニハ「マスキュライン」「ジエンダル」即（男性）「フェミニン」即（女性）「ニウタル」即（中性）等三ノ差別アリ（プリンクリ『語学独案内』明治八年）
この文法用語としての「女性」が、人間の女を指す「女性」の誕生にどのような関係があつたかは明らかでない。

『和英語林集成』（明治十九年）の和英の部、及び英和の部には、それぞれ次のように記載されている。

- JOSEI デヨセイ 女姓 n. (gram.) Feminine gender.
- Woman, n. Onna, fujin, jo.

即ち、前者は文法用語の説明にとどまり、後者は、訳語に「女性」を挙げていらない。これは、文法用語としての用法が先行したこと、編集時の明治十年代中頃までの女を指す「女性」の用例の少ないとによるのであろうか。しかし、『英和双解字典』（棚橋一郎 明治十八年）に、Womankind の訳語として「女性」が挙げられてゐる（『日本国語大辞典』所載）。とからすると、奇異の感もある。明治二十年前後になると、女を指す「女性」の用例が多くなる。後述する福沢諭吉、巖本善治以外の用例を挙げておく（注3）。

• 主人公に男女の別あり男性なる者を男本尊といひ女性なる者を女本尊といふ（坪内逍遙『小説神髄』下巻主人公の設置明治十九年）

容貌醜惡なる女性をもて其本尊となすも不可なし（同右）

• 果シテ此言ノ如クナルトキハ予ハ今日ノ女性ハ結婚以前其身ヲ汚ササル者亦一人ナシノ一俚言ノ下ニ網尽セラル可シ（宮崎湖処子『日本情交之変遷』明治二十年）

• 何處ともなく落着て優しく女性らしく成ッたやうに見えた（二葉亭四迷『浮雲』第一編第二回 明治二十年）

優に艶しく女性らしく成る筈もなし（同右第二編第八回 明治二十一年）

• 其陰邪柔弱にして節操なく氣力なく胆略力量なき男装にして女性士服にして妓行と云ふべし（西村天囚『肩屋の籠』後編第二回 明治二十一年）

『画海』（明治二十四年）が、この語を収録して次のように記述しているのは、右の明治二十年前後の「女性」の使用の増加が背景となつてゐるといえるのではなかろうか。

ちよせい 女性 女ニ生レツキタルコト。

終りに、「女性」の読み方と、それについての本稿での考え方について、触れておきたい。

「女性」の読み方は、「によしょう」と「じよせい」に大別される。「によしょう」は、中世に使用例が見られ、『日葡辞書』にも「によん（女人）」と同じとして収録されている。用例数は多くないが、近世を経て、明治期に至った読み方である。一方、「じよせい」は、明治期に新たに生じた読み方である。明治初期から中期にかけては、この二つの読み方が併用され、やがて、「によしょう」の衰退と、「じよせい」の普及となる結果となる。この消長については、既に遠藤織枝氏の調査、研究があり（注4）、本稿では、第三章の中で多少触れるに止めた。

なお、当時の単行本・雑誌・新聞の振り仮名の有無、付け方はすこぶる多様である。振り仮名が付いている場合にも、それが筆者の読みを示すものとは限らない。例えば、『女学雑誌』第八〇号（明治二十年十月十五日）の社説「女子と文筆の業」において、「女性」七例の振り仮名は、

によせう	二例	によしやう	一例	ぢよせい	三例
ぢよせう	一例				

の四種であるが、この異なりは、意味の相違を示すものではなく、編集者や印刷所が適当に付けたものとしか考えられない。従つて、「によしょう」「じよせい」等の読み方の確定は、困難な場合がかなり多いと見るべきである。

また、この読み方の問題は、語の問題でもある。例えば、今日から見ると、「によしょう」の語感には雅語的な上品なイメージが伴い、「じよせい」には文書語的な固さとともに新鮮なイメージが感じられる。明治の併用期には、この両語はどのように意識されてい

たのであろうか。これについては、よくわからない。しかし、一方において、両語は、ともに男女同権、男女平等の女性論の中に用いられている。即ち、従来の「女」の呼称とは異なった意識において使用されていると考えられる点において、「によしょう」「じよせい」は共通の基盤に立っていると見られる。

本稿では、右のような観点に立つて、言葉と政治、あるいは政治意識との関連を問題とする立場から、両語の読みの違いは一応棚上げし、特に必要な場合にだけ取り上げることとする。なお、用例の振り仮名の有無、仮名遣い等は、底本に従う。

二 福沢諭吉の「婦人」と「女性」

福沢諭吉は、次の男女平等の基本的な思想に基づいて、女性についての多くの論説を発表した。

男といひ女といひ、等しく天地間の一人にて軽重の別あるべき理なし（『中津留別の書』明治三年）

今日から見ると、福沢の女性論の中には、批判されるべき点もあるが、当時において質量ともに抜きんでた啓蒙的活動として、高く評価される。その福沢は、女性論をなすに当たって、どのような用語を用いていたのであろうか。ここでは、次の明治初期と中期の著書二点について見ることとする。

A 『学問のすゝめ』（明治五年～九年）

B 『日本婦人論』（明治十八年）

Aの『学問のすゝめ』において、「女」が七例用いられている。しかし、それらの多くは、次の例のように、対句的表現の中で、「男」に対して用いられたもの

婦人	女性	女子	女	
一 三	〇 五	七	A	
三 七	四 二	二	B	

である。

一人前の男は男、一人前の女は女にて（初編）

男も人なり、女も人なり。・・・男なる可らず、女なる

可らず・・・男は強く女は弱し（八編）

そして、論の主たる用語としては「婦人」一三例があり、第八編と第十五編に集中する。

今の人事に於て男子は外を務め婦人は内を治るとして其關係殆ど天然なるが如くなれども、「スチュアルド・ミル」は婦人論を著して、万古一定動かす可らざるの此習慣を破らんことを試みたり（第十五編）

総じて、「婦人」を主としたことには、「男子」に対等の新時代の用語という使用意識があつたものと思われる。

Bの『日本婦人論』において、「婦人」三七例に対しても、「女性」の使用がそれをしのぐ四二例にものぼることは注目すべき点である。前述したように、「女性」は、既に明治十年以前に使用されていたが、その後十年代に入つてもあまり見当らない状況にあつた。それが、この『日本婦人論』において、一挙に噴出した觀がある。そして、次の例のように、「女性」の被修飾語の中に、女権に直接、間接に関連する語の多いことは、「婦人」の使用には見られない特徴である。「女性」は、男女同権論の用語として意識されたともいえるのではないか。

精神	知識	情感	情	快樂(3)	春情	心身	發達(2)	活潑
自由(2)	分限	權利	婚姻の権利	模範	運命(2)	進退	有様	
全体の地位	慘状	鎖	(数字は用例数、記載のない語は一 例である)					

次に、Bの『日本婦人論』における「男性」三例の使用が注目さ

れる。少数ではあるが、「女性」に対応する用語の登場である。

畢竟するに我輩の志願は男生に向て多を求るにも非ず、女生の為に特に利せんとするにも非ず、唯双方平等ならんことを期するのみ（八）

なお、『日本婦人論』は、『時事新報』に八回（明治十八年六月四日から十二日まで）にわたり連載されたものであるが、始めの三回に用いられた四例が「女性」表記、後の五回に用いられた三八例が「女生」表記である。この「女性」「女生」両漢字表記の間には意味的な違いはまつたくない。なお、「男性」の三例は、すべて「男生」の表記である。これらは、多様な振り仮名と同種の、当時の表記の揺れの現象と見ておきたい。

さて、福沢諭吉の「女性」の使用は、『日本婦人論』で終る。即ち、一ヶ月後の『時事新報』（明治十八年七月七日から十七日まで）に連載された『日本婦人論後編』（同年八月に単行本として刊行）では、「女性」をまつたく用いず、ほとんどが「婦人」である。これは、前者が知識人向けの論説文であるのに対し、後者が平易さを主としたために、意図的に用いなかつたものか（注5）、あるいは、「福沢諭吉立案 中上川彦次郎筆記」と記されている成立事情の影響なのか、判然としない。しかし、いずれにしても、「女性」が日常語的用語でなかつたことに起因する可能性が強いと思われる。なお、『女大学評論・新女大学』（明治三十二年）の場合にも、「女子」「婦人」が主に用いられ、「女性」は、わずかに前者に五例、後者に三例が用いられるだけである。

このようにして、福沢諭吉の場合には、『学問のすゝめ』における「婦人」の使用と、『日本婦人論』における「女性」を主とした使用という点で、用語面においても、先達的な意義を持つものとい

うことができる。

三 『文学雑誌』の「女性」——巖本善治の場合——

『文学雑誌』は明治十八年七月に創刊され、約二十年にわたって発行された。社説のほとんどは、編集人巖本善治の執筆である（注6）。いうまでもなく、『文学雑誌』は女性の諸問題を取り上げた最初の雑誌であり、旧来の封建的女性観に対し男女平等思想に基づく啓蒙運動を目的とした。

ここでは、創刊から明治二十四年末（第二九七号）までの巖本善治の執筆と見られる社説の用語の調査に基づき、「女性」使用の状況と注目すべき諸点について考察する。始めに、「女性」とその関連諸語の使用状況（文節単位）を概観する。

女	女	婦	婦	女	女	人	性	性	によしょう	によせい	じよせい	じょせい	じょじょう	によせい	十八年	十九年	二十年	二十一年	二十二年	二十三年	二十四年
子	流	女	女	子	女		男	性	によしょう	によせい	じよせい	じょせい	じょじょう	によせい	○	○	○	○	○	○	○
○	三〇	七八	五九	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
一	三三	二九	一四三	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
一	六三	二二	一六〇	○	○	○	○	○	三一	一七八	二四三	六五	二九	二九	二九	三一	三二	三三	三四	三五	三六
二	五五	三八	一二九	二二九	二一	二二	二一	二一	八三	八二	八一	八〇	八三	八二	八一	八〇	八一	八二	八三	八四	八五
二	三三	五〇	六二	一七	五	五〇	五	五	三二九	三一九	三一八	三一七	三一六	三一五	三一四	三一三	三一二	三一一	三一〇	三一九	三一八
一	六二	〇一	四五	一〇	一	六二	一	一	五	一五	一一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一九	〇六	一六	七六	一六	一六	一四	一四	〇	二九	〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

備考(1) これらの用語は、女性関係の社説に用いられる。使用

度数が、明治二十三年、二十四年に減少するのは、この時期に女性関係以外の社説が多くなったことを反映する。

(2) 表中の「女性」の振り仮名については、「によしう」は「によせう」「にうせう」を、「じよせい」は「ぢよせい」を、「じよしよう」は「ぢよせう」「ぢよしゆう」「じよしゃう」「じよせう」を含む。

二十三年の「女性」六五例には、振り仮名のないもの七例が含まれている。

(3) 「女子」は、「教育」と複合し若年層だけの意味に用いられることが多いので、「女性」「婦人」と直ちに比較しにくい。従つて、この使用数は、参考までに挙げたものである。

(4) 各年の刊行冊数は、次の通りである。

十八年	十一冊	十九年	三十三冊	二十年
四十四冊	二十一冊	五十一冊	二十二年	五
十冊	二十三年・二十四年	五十一冊		

右の調査結果から、次のことが指摘できる。

(一) 明治二十年までの「婦人」優勢は、二十一年から「女性」優勢となる。「婦人」から「女性」への転換である。

(二) 明治二十年・二十一年の「じよせい」優勢から、二十二年・二十三年の「によしょう」優勢へ、更に、二十四年の「じよせい」優勢の経過をたどる。振り仮名の推移には曲折がある。

(三) 「女流」は、明治二十二年までかなり用いられているが、それ以後見られない。これは「女性」が定着するまで

の過渡期の用語と見られる。

社説での初出は、第五〇号（明治二十年一月五日）である。

(四) 「婦女」は明治十八年に突出しているが、その後わずかとなり、「婦女子」の使用もほぼ二十一年までである。

る。「女性」使用の増加と対応する。

人」「女流」へ、更に「女性」「婦人」への変遷をたどつたと見られる。なお、これらの用語の間の意味的差異はほとんど認められない。

の二途あり」には、次の例のように、「女性」四例が、「婦人」一一

同意に用いられている。

・活潑有為の婦人方茲に一つの会を起し演説談論して女子投票権の討討ニ許さんことを主張へ(下名)

格の政府に詰められんことを主張し（一略）

・凡そ女権を拡張するに当りて最も大なる妨害となるべきを何

者なりやと云ふに蓋し男子の輩が多年の習慣に染つて女性を

軽蔑するところの悪むべき感想にあるべし此感想にして
おなか

変せざる以上は女の方々が如何に進歩さるゝとも好し亦た如
によう

何ほどの偉業を建てらるゝとも男子が真心より女流を優待せ

んとの心を引起すは思の外に少きものなり

『女学雑誌』における「女性」の初出は、第四四号（明治十九年

十二月十五日) の次の論説である。

女に特異なる性の主なる者は優文、柔和、潔守、静温なり（中）

略。大意—女がこれを逸脱した場合は必ず不幸になる）蓋し彼の女性なることが彼を罰するなり（高田耕雲訳「日本の婦人論」）

号	発行年月日	女性	婦人	婦女子	女流	女子
一 一 一 一 一 一 七 五 一	九 五					
三 三 二 二 二 二 七 六 五 七 三 三	二 二 • • • • 二 • 四 六 六					
一 一 一 ○ 五 四 一 五 ○	一 二 二 二 三 七					
一 ○ 一 ○ ○ ○	四					
一 四 ○	八 六					

その七九編の中で、十例以上を使用しているものに、次の号がある。

以下、一一四、一二七、一三一、一三三、一三九、一四一、一四六、一四九、一五七、一七九、一八〇、一八四の各号。

計一七編。

右のように、明治二十一年・二十二年には、集中的に用いられることがかなりあつた。この現象は、この時期に「婦人」「婦女子」

「女流」等よりも、「女性」が重要な用語としての地位に立つたことを示すものである。今、その中で、第一一一号（明治二十一年五

月) の社説「女学の解」の使用を見てみよう。

(1) 女学は、即ち、「婦女子に関する一科の学問」と云へること也（中略）凡そ女性に關係する凡百の道理を研窮する所の學問なり。

(2) 多くは是れ、目に男性を見て、心に女性を忘る、即ち（中略）男子あるを知つて、佳人の玉姿あるを見ず。

(3) 政治家は、弥よ男性に慮かりて、政治の権略、多く男子の一方に僻しぬ、此を以て、女性は大に忘れられて、

(4) 女学雑誌よ、汝は読者を笑ハさずともよろし、読者のお慰みに為らずとも宜し、婦人方にネンネコ歌を歌ハざるとも宜し、

(1) の「女学」の定義中に用いられた「婦女子」は、「女性」に言い換えられ、「婦人」は、(4)の揶揄的表現とも見られる中に一例使用される（他には「貴婦人」「婦人会員」だけ）。一方、(2)(3)の「女性」は、「男性」「男子」に対する用語として、同権者としての地位を明確に示すものである。この論の中の「女性」（すべて、「じよせい」）一四例の使用の基盤と性格は、凡そこのようなものといえよう。

次に、『女学雑誌』は、第一四八号（明治二十二年二月九日）から第一五九号（四月二十七日）まで、短期間であつたが、毎号、次の宣言を巻頭に掲げた。

女学雑誌は日本の女性を代表す、日本の女性は女学雑誌の如くなり、亦如くなるべし、亦如くならざる可らず。日本の女性を知らんと欲せば女学雑誌を見よ、之に愛せられんと欲せば女学雑誌に愛せられよ。女学雑誌は日本婦人の分身にして、亦た其の教師、案内者、相談相手なるなり。

この宣言の中に、「日本婦人」も一例あるけれども、「日本の女性」を重ねて三例使用していることは、この時期の『女学雑誌』における「女性」という用語の重きを思わせるものがある。

おわりに

以上に見てきたように、「女性」という用語は、明治二十年前後の「女性論」の分野、特に福沢諭吉の『日本婦人論』、巖本善治の『女学雑誌』の社説において多用された。しかし、その後、長い間、「女性」の使用は、一般化するに至らなかつた。ただ、この明治中期における「女性」使用の一つの結実として、明治終末期の二つの「女性」使用例を挙げておきたい。

その一は、『青鞆』発刊（明治四十四年九月）に際しての平塚らいてうの趣意書である。

元始、女性は實に太陽であった。真正の人であつた。今、女性は月である。他に依つて生き、他の光によつて輝く、病人のような蒼白い顔の月である。（冒頭）

この趣意書には、「女性」三八例（「男性」九例）が用いられ、「女性」という用語自体が、新しい女のあり方を訴えている觀がある。なお、後に、「自分は新しい女である」（「新しい女」）（『中央公論』大正二年一月）のように、「女」を用いることもあつたが、その「女」も新しい意識における使用とみるべきであろう。

その二は、森鷗外の翻訳『ファウスト』の末尾である。

永遠に女性なるもの、我らを引きて往かしむ（『ファウスト』第二部第五幕 大正二年）

これは、訳語としての「女性」であるが、女性の本性・氣質を意味する用法から、更に、思想的、宗教的に昇華した内容における用法ともいうべきものであろう（注7）。

右の二つは、意味・性格こそ異なるが、ともに明治期の「女性」語誌の最後を飾る記念碑的な使用例といえるのではなかろうか。

1 注

現在、「婦人」と「女性」との違いがどのように意識されているかについて、遠藤織枝氏は、辞書と新聞の記述の調査に基づき、次のようにいわれる。

・「婦人」は「成人した女性で、社会的な役割をもつ人としての女性で、しかも女性より古い感じのする」とば

・「婦人」「女性」の違いは、語感の古さ、新しさも一部はあるとしても、その他にその語の違う範囲の違いとして、①「女性」の方が広い。②教育・団体などに関するものは「婦人」が多い。③職業・身分など個々の存在を表わすものは「女性」が多いなどがあげられる（「辞書と新聞にみる男性と女性」¹）

また、国立国語研究所『類義語の研究』（昭和四十年）は、「婦人」と「女性」の語感的な差異を、両語から連想する雑誌について調査した結果を示している。

2 進藤咲子氏は、『附音英和字彙』（明治六年）の中に、feminine の訳に女性ノ、womankind と女人・女性が、masculine gender の訳に男性（文法ノ語）があると指摘しておられる（「福沢諭吉の『日本婦人論』と『日本婦人論後編』との文章」注²）『金田一春彦博士古稀記念論文集』第一巻 昭和五十八年）

3 坪内逍遙、西村天囚の用例等、松井栄一氏の御教示による。

4 遠藤織枝「女性を表わすことば（2）—明治二〇年代を中心にして」（『』³とば）第4号 昭和五十八年）

5 進藤咲子氏は注2の論文において、「日本婦人論」を「天下國家を論じたインテリ対象の高い姿勢の論説文」、「続編」を「日常卑近の例を多く取り入れて、前者より下層を広く含めた読者対象に低い姿勢で記した言わば講釈文」として、表現の差異を論じている。

6 笹淵友一編『女学雑誌・文学界集』（明治文学全集）解題等参考照。

7 相良守峯氏は、「聖母マリアや、塵の世を離れて淨められたグレートヘンなどの女性によつて代表される神的な永遠の愛を意味する。（中略）なおこの語の原語 Das Ewig-Weibliche のエーヴィヒは副詞でなく形容詞として解すべしだと思へるので「永遠に女性なるもの」とせずに「永遠なる女性」と訳しておいた。いずれにせよ、日本語では表現しにくい言葉である」（『ファウスト』第二部）註 岩波文庫）としている。

夏目漱石の用語にも「久遠の女性」がある。

三 明治三十八年

『漱石文学全集』一（集英社刊）の注解（六五五頁）に、漱石の使用意識についての論がある。